



令和4年8月10日(水)

## 平泉世界遺産ガイダンスセンターの企画展を見学しました

現在平泉町にある岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターで開催中の企画展「遠野と平泉—新発見! 平泉時代の遺跡を探る—」を、編さん室職員3名で見学しました。この企画展は、令和3年に松崎町の宮代Ⅳ遺跡から12世紀の経塚が発見され、遠野で初めての奥州藤原氏に関連する遺跡と認められたことから、遠野と平泉の関連を紹介するため開催されています。

企画展では、経塚から出土した遺物をはじめ、奥州藤原氏が栄華を誇っていた12世紀に遠野に暮らしていた人々の足跡を示す土器や鉄器、仏像などが展示されていたほか、あわせて、経塚と柳之御所遺跡から出土した渥美産の壺の類似性や、かわらけが平泉よりも比爪館(紫波町、奥州藤原氏の拠点のひとつ)周辺から出土するものに酷似していることなどが紹介されていました。この企画展は10月14日から遠野まちなか・ドキ・土器館でも開催されます。



## 遠野と平泉—新発見! 平泉時代の遺跡を探る—

### 平泉会場

- ~9/11(日)まで開催中
- ※8/31は休館
- 観覧無料
- お問合せ先  
岩手県立平泉世界遺産  
ガイダンスセンター  
9:00-17:00  
TEL:0191-34-7377

### 遠野会場

- 2022/10/14(金)~  
2023/3/31(金)
- 遠野まちなか・ドキ・  
土器館 10:00-16:00
- 観覧無料
- お問合せ先  
遠野市文化課  
TEL:0198-62-2340

※遠野会場の展示資料・構成は平泉会場とは異なります。

## 齊藤 利男

さいとう としお

遠野市史編さん委員会 委員

遠野市史編さん原始・古代・中世部会 部会長



趣味は  
古道歩きと  
温泉めぐりです

編さん委員紹介

### Q1 出身地

茨城県土浦市出身、現在青森県弘前市居住

### Q2 所属

弘前学院大学社会福祉学部 特任教授

### Q3 専門分野

日本中世史、東北・北海道史が専門分野ですが、地方での活動が長いので、文字通り「何でも屋」で仕事をしています。

とくに現在、国立公園十和田湖の山岳霊場時代の歴史・文化と、参詣道十和田古道の調査・研究に、十和田湖畔や十和田市の住民グループと共同で取り組んでいます。

### Q4 市史に関して今もっとも興味を持っていること

遠野という土地が、岩手県、さらには北東北の中で、枢要の位置にあり、遠野の歴史を知らずして岩手や北東北の歴史は語れないことが、遠野市史の仕事を通じわかってきました。

### Q5 メッセージ

遠野市が「遠野物語」だけでは語り尽くせないたくさんの歴史文化遺産であふれていることがわかり、すっかりその魅力にはまっています。「もう一つの遠野物語」が生まれたいものかと思っています。



昭和32年7月  
広報とおの  
から

### 刀剣類の届け警察へ

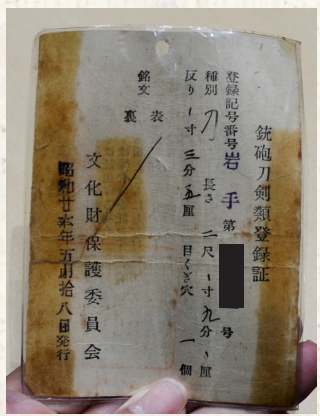
#### 七月一日から取扱い変る

刀剣類の発見届や登録申請(1)刀剣類を発見して登録を  
は、いままです教育委員会で、うけようとするときは、も  
その事務を取扱ってきたが、よりの警察署が駐在所に申  
警察庁と文化財保護委員会として所定の用紙をもら  
と話合った結果、七月一日(2)その用紙に必要な事から  
から警察署(駐在所でもよ)をかきいれ、刀剣類をもつ  
い)に届出をすることにな(3)発見の状況のわかる家族  
て行つて届出すること。または使用人で責任ある者  
ことを注意してください。

刀剣類\*は、銃砲刀剣類所持等取締法第  
3条で「何人も、次の各号のいずれかに該  
当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を  
所持してはならない」として、基本的には  
所持することができません。ただし例外の  
ひとつに、法第14条の「美術品若しくは  
骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の  
古式銃砲又は美術品として価値のある刀  
剣類」は、各都道府県教育委員会が行って  
いる銃砲刀剣類登録審査会において審査を  
受け、登録されれば所持が可能です。

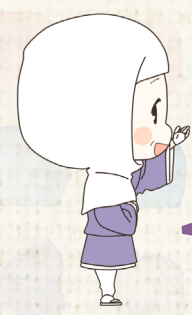
左の記事は昭和32年(1957)に掲載さ  
れたもので、当時は銃砲刀剣類等所持取締  
令が施行されており、教育委員会(文化財保  
護委員会\*)が届出を受け、登録後に公安委  
員会に通知する制度だったようですが、発  
見の届出先が警察署に変更になったことと  
その手続きについてお知らせしています。

が代つて届出することも  
差支えない。  
(4)発見場所とはたとえば押  
入、土蔵、倉庫、屋根裏な  
どがあり、発見の動機とは  
引越、大掃除、家屋の改築  
取こわしなどのさいに発  
見と記入すること。  
(5)くわしくは教育委員会、  
警察署、巡査駐在所へ。  
元来銃砲、刀剣は所持でき  
ないことになっているが、  
法令による職務のため、国  
または地方公共団体の職員  
が試験、研究のためまたは  
観覧のため、狩猟、有害鳥  
獣駆除、漁業または建設業  
の用につかうため許可をう  
けたとき、あるいは美術品  
骨とう品として登録をうけ  
ただけは持つことができ  
ます。また銃砲または刀  
剣類を発見または拾得し  
た者は、すみやかにその旨  
をもよりの警察署に届けな  
ければなりません。



▲手入れの様子。刀身に打粉をして古い油をぬぐい、新しい油をひいて、錆びないようにします。

上の写真は、遠野市立博物館所蔵の刀の登録  
証です。登録が完了すると登録証が交付され  
るので、刀剣類と一緒に保管しておきます。  
遠野市立博物館では、刀剣類の手入れを学芸  
員実習にあわせて行っており、今年は元博物館  
職員で原始・古代・中世部会および民俗部会  
の小笠原晋委員の指導のもと、実習生と職員らが  
約20振を手入れしました。



家屋の解体や整理などで、刀や槍、  
火縄銃などを発見した時は、まず  
銃砲刀剣類登録証の有無を確認  
し、ない場合は速やかに警察署へ  
発見の届出をしましょう。この時  
交付される「発見届出済証」が登  
録の際に必要なとなります。  
詳しくは警察署、教育委員会にお  
問い合わせください。

### 用語解説

\*刀剣類…  
銃砲刀剣類所持等取締法では「刃渡り15cm以上  
の刀、やり及びなぎなた、刃渡り5.5cm以上の  
剣、あいくち並びに45度以上に自動的に開刃す  
る装置を有する飛出しナイフ」と定義される。

\*文化財保護委員会…  
文化財の保護・活用・調査研究等を行うために  
昭和25年に文部省の外局として設置された。昭  
和43年に文化庁に改組。